

保護者 各位

南砺市 総合政策部 こども課

令和6年度「放課後児童クラブ」利用申込について

このたび、下記のとおり令和6年度の放課後児童クラブ利用について入所申込を受け付けます。

「放課後児童クラブとは…」

保護者等の児童を保育する方が、就労等で平日の放課後や土曜日・夏休みなどの日中に家庭にいない場合に利用できます。



1. 対象児童

- (1) 市内の小学校に就学し、保護者（両親や同居の親族、同一校区内に居住する74歳以下の祖父母）の就労等によって、保育を受けることができない児童
- (2) 保護者による送迎が可能な児童

2. 実施期間・時間

期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日まで ※日曜・祝日・年末年始（12/29～翌1/3）を除く 新1年生も4月1日から利用できます。	
開設時間	学校へ登校する日	14:00～18:30
	学校休業日（土曜日、長期休業日等）	8:00～18:30
	※開設時間にかかわらず、保護者の就労が終わり次第お迎えに来てください。 保護者が就労等お休みの日は、ご利用をお控えください。	
延長利用	早朝・夕方の延長利用が可能です（有料・要事前申込）。 早朝（学校休業日の7:30～8:00） 夕方（平日・学校休業日の18:30～19:00）	
利用料	基本無料 スポーツ安全保険料 1,450円（年間） 延長利用料 150円/回（月額上限2,000円）	

※ 緊急時（大雨、暴風等の悪天候時など）に閉所や実施時間を変更する場合があります。
※ 感染症等により学級・学年閉鎖または休校の対象となった児童は利用できません。

3. 申込期間

令和5年11月6日（月）～12月8日（金） 厳守！

4. 申込方法 ※ 今年度利用されている方も、申込が必要です。

- (1) 申込先 **利用を希望するクラブ**へ下記書類を提出してください。
- (2) 申込書類 ① 放課後児童クラブ利用申込書 及び 児童票 (児童一人につき1枚)
② 早朝・延長利用申込書 (希望者のみ)
② 就労証明書 等 (きょうだいで利用する場合、2人目以降はコピー可)

<参考：放課後児童クラブ一覧>

クラブ名	定員	所在地	電話番号・FAX
さくらっこクラブ	50人	城端 1582-1 (城端児童館さくらっこ内)	0763-62-2897
井波子どもホーム	50人	山見 1365 (井波児童館きぼりっこ内)	0763-82-5770
アルカスクラブ (主に1~2年)	55人	二日町 435-1 (福野児童センターアルカス内)	0763-22-3898
アルカスのびのびひろば (主に3~6年)	55人	苗島 4799 (福野B&G海洋センター内)	080-8990-6489
福光中部っ子クラブ (低学年)	40人	法林寺 1 (福光中部小学校内)	0763-52-7611
きっずらんどクラブ	40人	福光 1269-1 (福光児童館きっずらんど内)	0763-52-8200
福光東部っ子クラブ	40人	荒木 456 (福光東部小学校内)	0763-52-7633
東部げんきっ子クラブ	40人		
福光南部っ子クラブ	25人	小坂 708 (福光南部小学校内)	0763-52-1115

5. 就労証明書 等 申込書類について

- (1) 証明する書類については、保護者及び同居の18歳以上の親族、同一校区内に居住する74歳以下の祖父母の分が必要です。
- (2) 就労の場合は、勤務時間が概ね午後3時を超える就労を常態としていることが必要です。
- (3) 就労形態により、提出する書類が異なります。
「就労証明書」… 雇用者・被雇用者・自営業者・農業従事者
「就学証明書」… 学生の場合
「疾病・障害・介護等状況確認書」… 疾病、障害、介護等により保育が困難な場合
「入所理由申立書(求職中)」… 現在無職で、求職中の場合
「入所理由申立書(休職中)」… 妊娠・出産の場合
- (4) 疾病、障害、介護等により児童の監護が出来ない場合は、診断書など客観的に事実が分かる書類を添付してください。

- (5) 申込内容、証明に事実の相違が判明したときは、利用決定を取り消す場合がありますので正確にご記入ください。
- (6) 選考にあたり、保護者の方へ電話での問い合わせや、就労状況の確認等で勤務先へ問い合わせる場合があります。あらかじめご承知おきください。
- (7) 就労状況の変更（勤務先、勤務時間、日数など）、家族構成の変更（離婚、再婚）など、申込書類の記載内容に変更が生じた場合は速やかに申し出ください。
- (8) 営農の状況等によっては、時間を調整していただき、ご自宅で児童を監護することが可能であると判断する場合があります。また、農閑期の間、他のお仕事をされていない場合はお預かりできませんのでご注意ください。

入所理由		必要書類	入所期間
1 就労	居宅外で労働している (居宅内で労働しているが児童を保育することが困難な場合を含める)	・就労証明書（事業主が記載）	就労している期間
2 就学	保護者が学校等に通っている	・就学証明書 ・授業等のスケジュールがわかるもの	就学している期間
3 病気 障がい 介護	・ 疾病、負傷、または心身に障がいがある ・ 同居および別居の親族を常時介護している	・ 疾病・障害・介護等状況確認書 ・ 次のいずれかの書類 ① 障害者手帳、療育手帳、診断書等の写し ② ①がない場合、民生委員・児童委員の署名	左記理由により利用を必要とする期間
4 求職	保護者が休職中である	・ 入所理由申立書（休職中） ・ ハローワーク求職受付票など、求職活動状況がわかるもの	就学している期間
5 出産	保護者が出産予定である	・ 入所理由申立書（妊娠・出産） ・ 母子手帳の写し (出産予定日がわかる箇所)	産前6週～産後8週の期間
6 その他	上記以外	・ 児童を保育できない理由書等 (客観的に事実が分かる書類を添付)	左記理由により利用を必要とする期間

6. その他

- (1) 先着順ではありません。定員を超える申込があった場合、選考により利用希望に添えない場合があります。
- (2) 受入れ決定の通知は、2月下旬までに保護者様宛に送付する予定です。

<参考：放課後児童クラブ利用にあたっての留意事項>

1 利用予定表及び欠席の連絡

- (1) 前月おおむね25日までに利用予定表をクラブへ提出してください。
- (2) 欠席する場合、必ず連絡してください。(留守電メッセージ可)
(平日は午後3時まで、土曜・長期休業日は午前8時まで)
なお、留守電の場合は「お子さんの学年・氏名」をはっきりお伝えください。
- (3) 欠席やお迎え時間の変更、お迎えの方の変更は、必ず保護者からクラブへお知らせください。児童の口頭による連絡は認めません。
- (4) 学校をお休み・早退する場合も連絡してください。(学校からクラブへの連絡がないため)

2 児童の持参品

- (1) 利用時は各クラブから指定されたものを準備・提出ください。
- (2) 利用が昼にかかるときは、昼食を持参ください。
- (3) 小さな持ち物にもすべて記名してください。

3 利用にあたっての約束について

- (1) あいさつをしてクラブ室に入りましょう。
- (2) 利用者名簿に名前や時間を記入しましょう。
- (3) はきもの、ランドセル、雨具などの持ち物は決められた場所にきちんと置きましょう。
- (4) その日の宿題などをしましょう。
- (5) みんなで楽しく好きな遊びや読書をしましょう。
- (6) 迎えに来られたら遊具などをすぐに片付けましょう。
- (7) 身支度をし、名簿に帰宅時間を記入して「さようなら」のあいさつをして帰りましょう。
- (8) 必要のないもの(お金、ゲーム、シールなど)は持ってきません。

4 帰宅について

- (1) 閉所時間前のお迎えを厳守願います。
- (2) 原則、保護者による迎えをお願いします。お迎えの方に変更がある場合は、必ずお知らせください。連絡が無い場合、お子さんを引き渡しません。
- (3) お迎えの際は、必ず保護者が時間やサインを書いて、職員に帰宅することを告げてから児童を連れて帰ってください。

5 退所届について

家庭の都合などで退所するときは必ず届け出てください。

6 その他

- (1) 児童が体調不良の際は、早めのお迎えをお願いします。
- (2) 体調不良の際には、無理をして利用されないようお願いします。気になる様子があれば必ず職員にお知らせください。
- (3) 急な病気やケガ、利用予定なのに来られないなどの場合、職場に連絡することがあります。緊急連絡先は、必ず連絡が取れるようにしておいてください。

ご不明な点がありましたら、各クラブまたはこども課へお問い合わせください。



こども課 子育て応援係 TEL：0763-23-2010